

横浜市の農業専用地区制度の効果と課題について Effectiveness and issues of Agricultural Zones in Yokohama City

○関根伸昭

Nobuaki Sekine

1. 農業専用地区制度の概要

農業専用地区制度は、都市農業の確立と都市環境を守ることを目的とした横浜市独自の農業施策である。

事業要綱に基づき永続的に農業を行っていくことを目的として農業専用地区を設定し、総合的、計画的な整備を実施することにより、新鮮な農産物の市民への供給、地域の自然や田園環境の保全、災害等から市民を守る防災空間の確保などの効果をもたらしている。

これまでの農業専用地区の経緯と横浜市の取り巻く現状を説明する。

2. 農業専用地区設立の経緯

昭和30年代からの高度経済成長期の急激な都市化により、横浜市では毎年度数万人規模で人口が増加し、それに伴う無秩序な開発により、多くの農地や山林が開発され急速に減少した。これに対する横浜市の施策として、昭和43年には開発に伴う公共・公益施設整備に要する費用の一部を開発業者が負担する「横浜市宅地開発要綱」の制定や、昭和44年の新都市計画法による、市街化区域と市街化調整区域の線引きが行われた。

同時期に、市の6大事業の一つとして「港北ニュータウン建設事業」が進められ、約2,400ヘクタールの面積の中に、日本住宅公団による土地区画整理事業などとともに本来都市にはなじまない農業を計画の中に位置づけた。

当時、都市部の周辺の農業は「近郊農業」という位置づけであったが、横浜市の農政への提言を行う都市農業問題研究会から、都市の中で永続しうる農業を「計画的都市農業」とし、それを実現する場としての「農業専用地区」制度が提言された。この提言を市が反映し、「港北ニュータウン地域内農業対策要綱」が制定され、230haの農地が港北ニュータウン区域内に保全されることになった。この要綱では、公共性が高く、個別農家の努力では実施不可能な土地基盤整備に関する事業に関しては事業費の100パーセントを助成するなど、計画的都市農業の確立のために大胆な施策を実施した。

その後、対象地域を市域全体に拡大した「横浜市農業専用地区設定要綱」が昭和46年に制定され、市街化調整区域に位置するおおむね20ha以上のまとまりのある農地がある地域で、農業振興地域に指定されていることなどを条件に農業専用地区指定の推進が始まった。その後、神奈川区菅田羽沢地区を皮切りに農業専用地区の設定、事業化が進み、現在は28地区、1,071haが農業専用地区に指定されている。

港北ニュータウン計画の概要(当初)

計画面積	2,350 ha
公団開発地区等	1,316
既存開発地区	67
農業専用地区	230
その他地区	917
計画人口	30万人
計画施設等	市営高速鉄道、公園・緑地、排水処理施設、小中・高等学校、公益施設、商業施設、幹線街路、区画街路、駅前広場ほか

資料：『市政概要』横浜市、1965年

3. 農業専用地区制度の効果・問題点

市では、農業専用地区への設定に伴い、市費単独事業である基盤整備事業などについて、80%である補助率を100%に引き上げるなど農業振興策の優遇措置をとっている。

高い補助率を設定することにより、都市化が進む横浜の中でも継続して営農を行いたい農家の意向に応えることになった。さらには、都市化が進み農地が減少していく中で、農業専用地区の存在目的として市内の農畜産物生産の確保だけでなく、都市の自然環境の保全の役割を持つことも位置付けたことになり、都市の中で農地を持つ農業者の社会的意義の確立にもつながったことになる。

また、市の農業振興に必要な施策などについて農業専用地区を優先的に実施するというその後の都市農業振興に関する横浜市の基本方針を確立することになった。

横浜市は370万市民を擁する都市であるが、市民生活の身近な場所に樹林地や農地があるなど、豊かな環境を有している。現在、市民が住んでいる場所から少し歩くだけで、農地や農景観が広がり、新鮮な農産物が購入できる直売所があるという状況を生み出した理由には、都市計画上の在り方はもちろん、過去数十年にわたり実施されてきた農業専用地区制度の推進によるところが大きいと考える。

農業専用地区別状況表

平成29年3月31日

No	地区名	指定年月日	地区面積 (ha)	
1	港北 ニュー タウン 農専	池 辺	昭和44. 9.24	60.0
2		東 方	昭和44. 9.24	60.0
3		折 本	昭和44. 9.24	43.0
4		大 熊	昭和44. 9.24	20.0
5		新羽大熊	昭和44. 9.24	23.0
6		牛久保	昭和44. 9.24	24.0
7	神奈川県菅田羽沢	昭和47. 3.31 (変更 S58.10.5) (変更 H3.4.20) (変更 H26.12.11)	61.1	
8	戸塚区東俣野	昭和47. 3.31 (変更 S48.11.2) (変更 H9.2.4)	65.7	
9	保土ヶ谷区西谷	昭和47.11.25 (変更 S51.5.25)	25.2	
10	磯子区氷取沢	昭和48. 3.22	20.9	
11	栄区田谷長尾台	" 48.10.30	35.1	
12	港南区野庭	" 50.12.27	43.4	
13	泉区中田	" 51.5.13	40.0	
14	泉区並木谷	" 51. 5.13	35.0	
15	旭区上川井	" 52. 7. 7	35.3	
16	瀬谷区上瀬谷	" 52. 7. 7	92.0	
17	戸塚区舞岡	" 54. 9.17 (変更H22.10.15)	102.7	
18	戸塚区小雀	" 55. 4.25	25.7	
19	緑区鴨居東本郷	" 57. 1.13	19.1	
20	青葉区寺家	" 61. 3.24	86.1	
21	戸塚区平戸	" 61. 3.24	8.8	
22	緑区鴨居原	" 61. 9. 1	17.1	
23	金沢区柴	平成 3. 3.30	17.4	
24	青葉区保木	" 4. 3. 3	14.7	
25	都筑区佐江戸宮原	" 5. 3.15	8.6	
26	緑区北八朔	" 9. 5.15	39.8	
27	緑区長津田台	" 18. 8.30 (変更H23.12.1)	25.7	
28	緑区十日市場	" 27. 1. 9	21.6	
	計	28地区	1,071.0	

4. 今後の課題

これまで、横浜の農業の発展、維持に寄与してきた農業専用地区制度であるが、他都市の例にもれず、横浜の農業全体の問題として、高齢化や担い手不足、農業がもうからないといったことなどの様々な問題を抱えていることには変わりない。また、当初の基盤整備から数十年が経つ中で、再整備が必要な施設が増加してきており、また、それに伴う予算の確保が問題となっている。また、農業者も代替わりが進んでいる中で地域全体として営農意欲が低下している地域もあること、さらには、頻発する集中豪雨などの影響により、都市部に土砂流出が起きるなどの問題をどう解決していくかなど、時代の変化に対し、横浜市の農業専用地区をどのように維持発展させていくかが課題となっている。